

岐阜県地域公共交通等燃料価格高騰対策支援金申請に当たってのQ&A

令和6年7月16日時点

(支援金について)

Q1. 一般乗合旅客自動車運送事業と一般乗用旅客自動車運送事業など複数の事業許可を持っていますが、それぞれの車両に対して支援金をもらうことはできますか？

A1. 対象要件に該当する事業ごとに支援金をお支払いします。なお、複数の事業について申請される事業者は1回の申請にまとめてください。その場合、オンライン申請システムに対応しておりませんので、郵送又はメールでご申請ください。

Q2. 岐阜県内に本社はありますが営業所等がなく、「岐阜・飛騨」ナンバーの事業用車両を保有していません。支援金の申請を行うことはできますか？

A2. できません。県内の営業所等において事業に供するために保有する車両が対象となるため、「岐阜・飛騨」ナンバーの事業用車両のみ支援金の対象となります。

Q3. 一般乗用旅客自動車運送事業の範囲を要介護者等を輸送するサービス（福祉輸送サービス）に限定する旨の条件が付いた事業許可を持っていますが、支援金の申請を行うことはできますか？

A3. 申請いただけます。

Q4. 県外に本店があり、県内に営業所を有する事業者は支給対象ですか？

A4. 県内に営業所を有する事業者は対象です。

Q5. 複数営業所を有する事業者は、営業所ごとに申請可能ですか？

A5. 事業者単位のため、営業所ごとの申請はできません。

(申請について)

Q 6. 申請方法を教えてください。

A 6. 申請方法は「オンライン申請システム」、「郵送」、「メール」の3種類あります。

詳しい申請方法は、別紙申請マニュアルをご覧ください。

※鉄道事業者の方や、振込先口座に普通預金口座・当座預金口座以外の種別の口座（貯蓄預金、納税準備預金等）を指定されたい方、複数の事業について申請される場合は、オンライン申請システムに対応しておりませんので、郵送またはメールでご提出ください。

Q 7. 申請書類は、どこにありますか？

A 7. 岐阜県公共交通課ホームページからダウンロードし、印刷してご利用ください。

ホームページアドレス：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/235381.html>

Q 8. 支援金は早く申請しないと無くなってしまいますか？

A 8. いいえ、そのようなことはありません。申請期限である令和6年8月30日（金）までに申請書を提出いただければ支援金の支給対象となります。支援金を円滑に支給させていただくため、早めにご提出ください。

Q 9. 申請期間を過ぎた場合は、遡っての申請は可能ですか？

A 9. 遡っての申請は一切受付しません。申請期限 （令和6年8月30日（金）） を超えて提出された書類は全て返送いたします。

(添付書類について)

Q 10. ゆうちょ銀行を振込先口座とする場合、「交付申請書兼誓約書（別記様式1）」にどのように記載すれば良いでしょうか？

A 10. ゆうちょ銀行の通帳見開き下部に記載されている振込用の店名、預金種目、口座番号をご記入ください。

「交付申請書兼誓約書（別記様式1）」の【振込先】の「ゆうちょ銀行店番」欄に「店番（数字）」、「預金種類」欄に「預金種別」、「口座番号」欄に「口座番号（7桁）（右詰め）」をご記入ください。

Q 11. 通帳の写しはどの部分をコピーすれば良いでしょうか？

A 11. 金融機関、支店名、種別、口座名義及び口座番号が記載されているページ（通帳1ペ

ージ目見開き)をコピーいただき、提出してください。

Q 1 2. 申請者と通帳に記載されている口座名義が異なっても良いでしょうか？

A 1 2. 振込先の口座は申請者ご本人の口座に限ります。(法人の場合、当該法人口座に限ります。)

Q 1 3. ネットバンキングや当座預金口座等で紙媒体の通帳がない場合は、何を提出すればよいでしょうか？

A 1 3. 電子通帳の画面画像を提出してください。

Q 1 4. 申請書のほかに提出が必要な書類はありますか？

A 1 4. 別紙申請マニュアルに記載の添付書類を併せてご提出ください。

Q 1 5. タクシー車両の自動車検査証は申請する全車両分提出するのですか？

A 1 5. 申請するタクシー全車両について、令和6年7月16日時点で有効な自動車検査証(ただし、電子車検証が交付されている場合は、自動車検査証記録事項)の写し(有効期間の満了する日がわかるもの)を提出してください。

なお、以下の車両は今回の支給対象に含まれません。

- ・自動車検査証の有効期間が満了した車両
- ・自動車検査証に記載されている自家用・事業用の別が**自家用**である車両
- ・自動車検査証に記載されている使用者の氏名又は名称が申請者と異なる車両
- ・自動車検査証に記載されている燃料の種類に**L P G**が含まれる車両

Q 1 6. 自動車検査証の燃料の種類に、ガソリンとL P Gの2種類が記載されています。対象になりますか。

A 1 6. 複数の燃料を使用する車両の場合、L P Gが含まれるものは今回の支給対象に含まれません。

(例) 燃料の種類	「ガソリン」	→ 支給対象
	「軽油」	→ 支給対象
	「電気」	→ 支給対象
	「L P G」	→ 対象外
	「ガソリン 軽油」	→ 支給対象
	「ガソリン L P G」	→ 対象外

Q 1 7. 随伴用自動車の自動車検査証は保有する全車両分提出するのですか？

A 1 7. 申請する随伴用自動車全車両について、令和6年7月16日時点で有効な自動車検査証（ただし、電子車検証が交付されている場合は、自動車検査証記録事項）の写し（有効期間の満了する日がわかるもの）を提出してください。

なお、以下の車両は今回の支給対象に含まれません。

- ・自動車検査証の有効期間が満了した車両